

第21回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年2月3日(水)

18時00分～19時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数
- 15 説明資料 11 大宮駅周辺（半径 500m）1 日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）
- 16 説明資料 12 特措法に基づく飲食店の営業時間の短縮要請への協力状況
- 17 説明資料 13 埼玉県における 2 月 8 日以降の緊急事態措置等について
- 18 説明資料 14 高齢者施設の感染拡大防止対策（第 5 弾）

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
坂木 晴世	国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
森尾 博之	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
岸本 剛	衛生研究所 副所長

ご議論いただきたいポイント

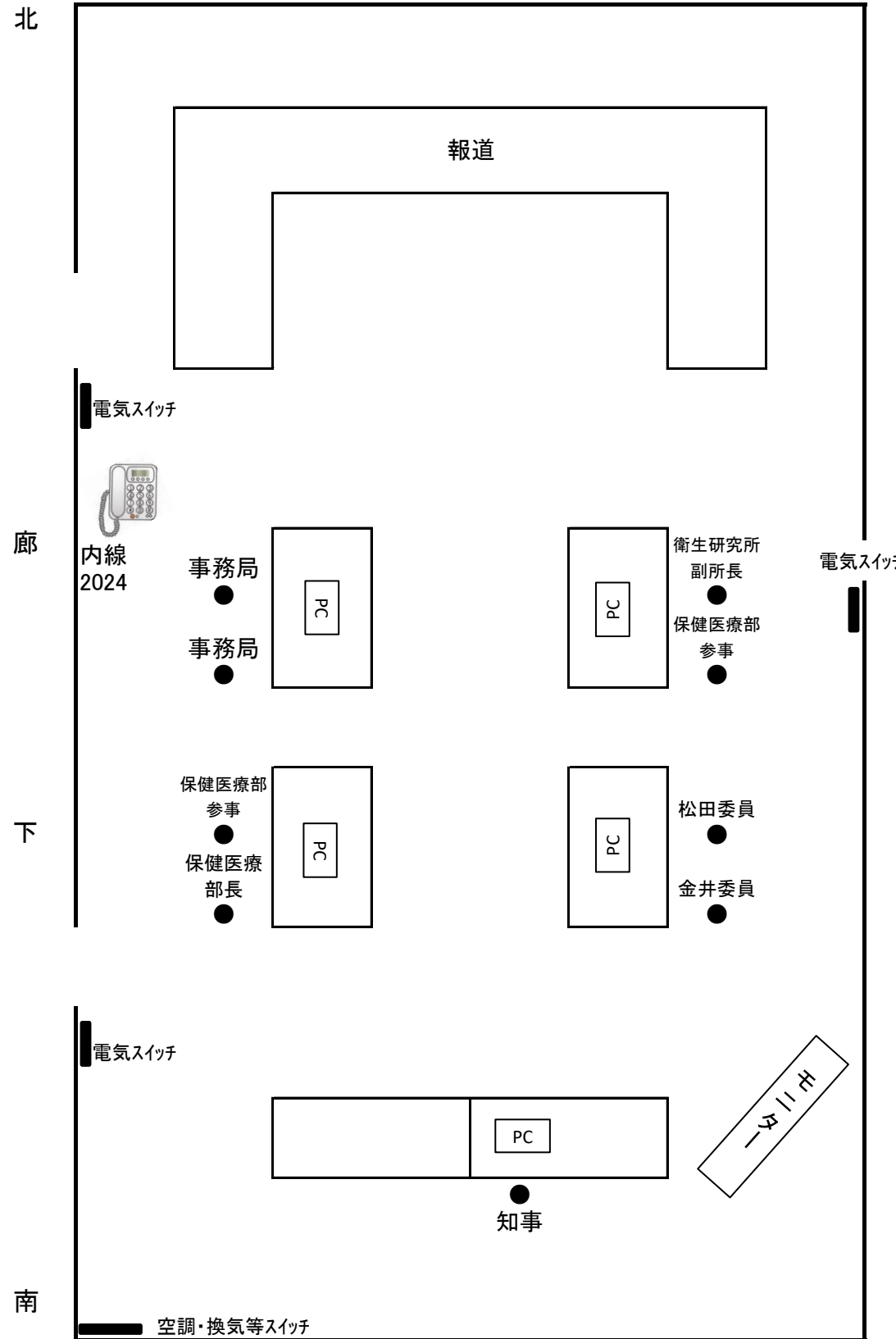
埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 緊急事態措置等について

ウ 高齢者施設の感染拡大防止対策（第5弾）

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

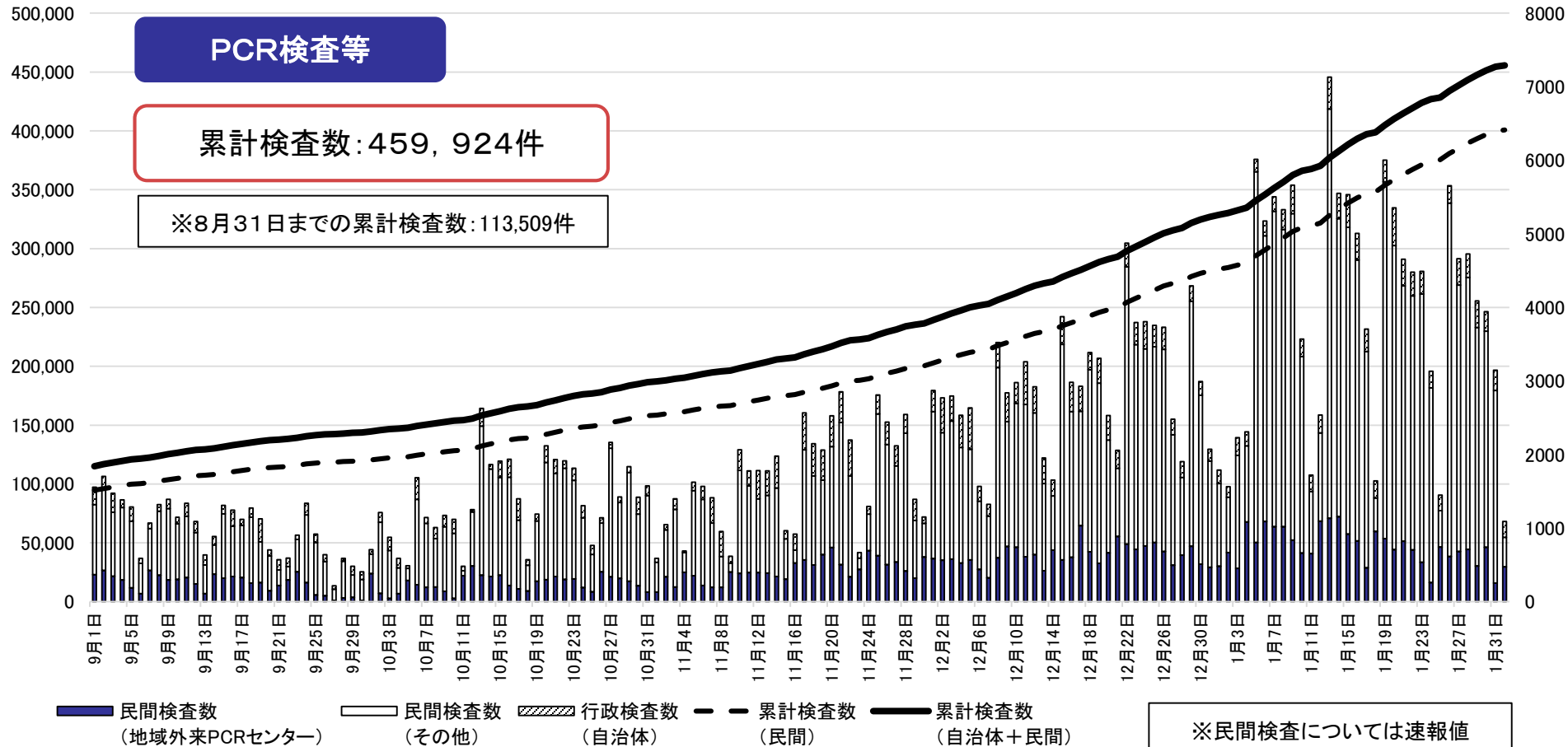
この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

別紙（第3条関係）

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

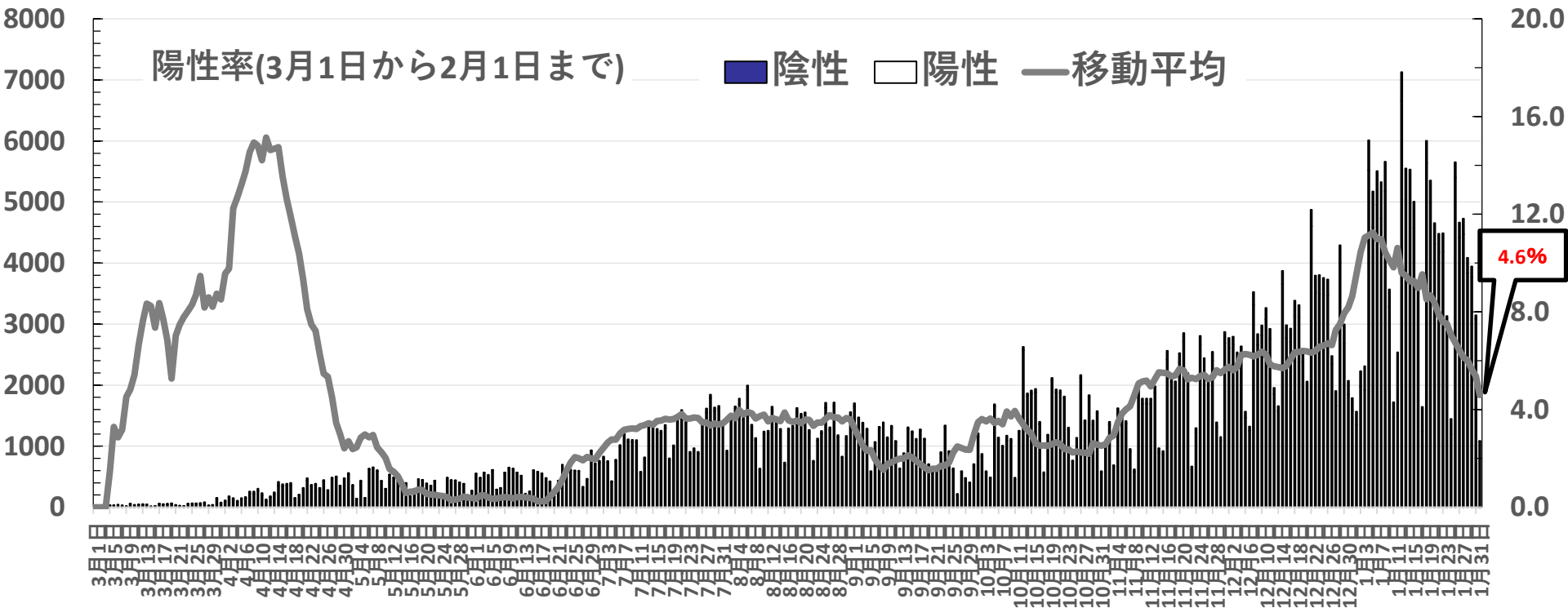
PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移

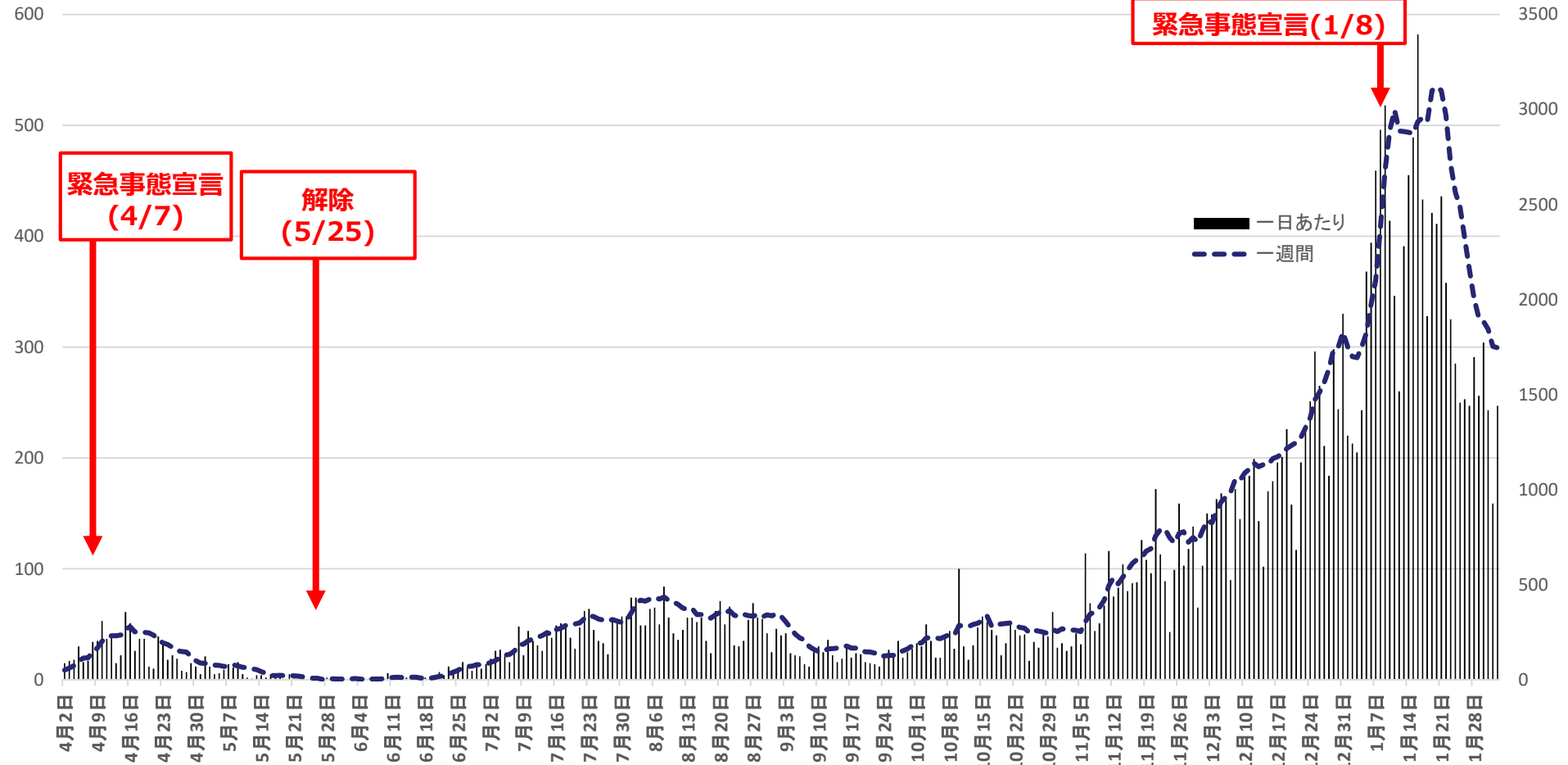
資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合があります。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

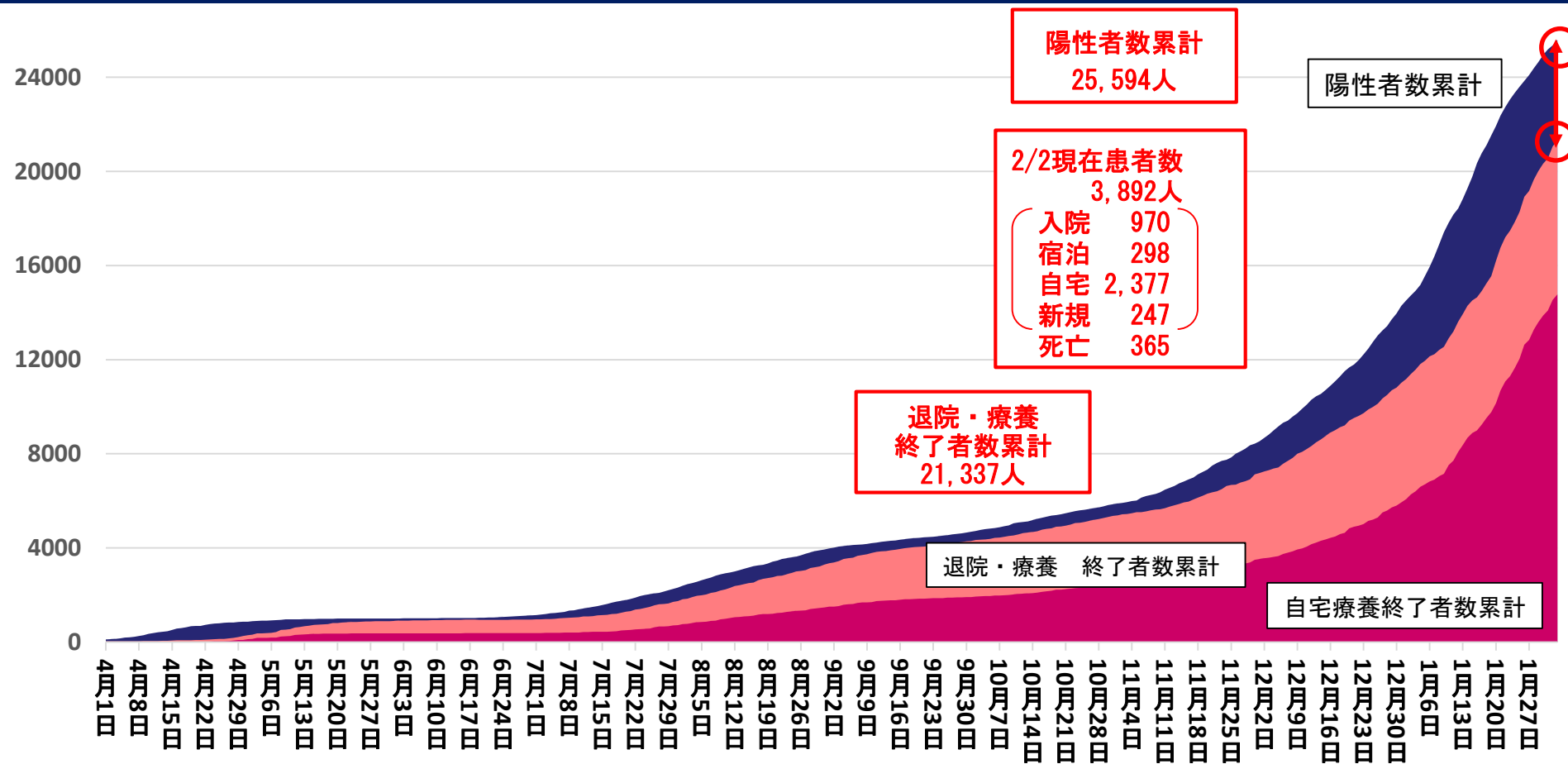
陽性者数の推移(日別)

資料 3



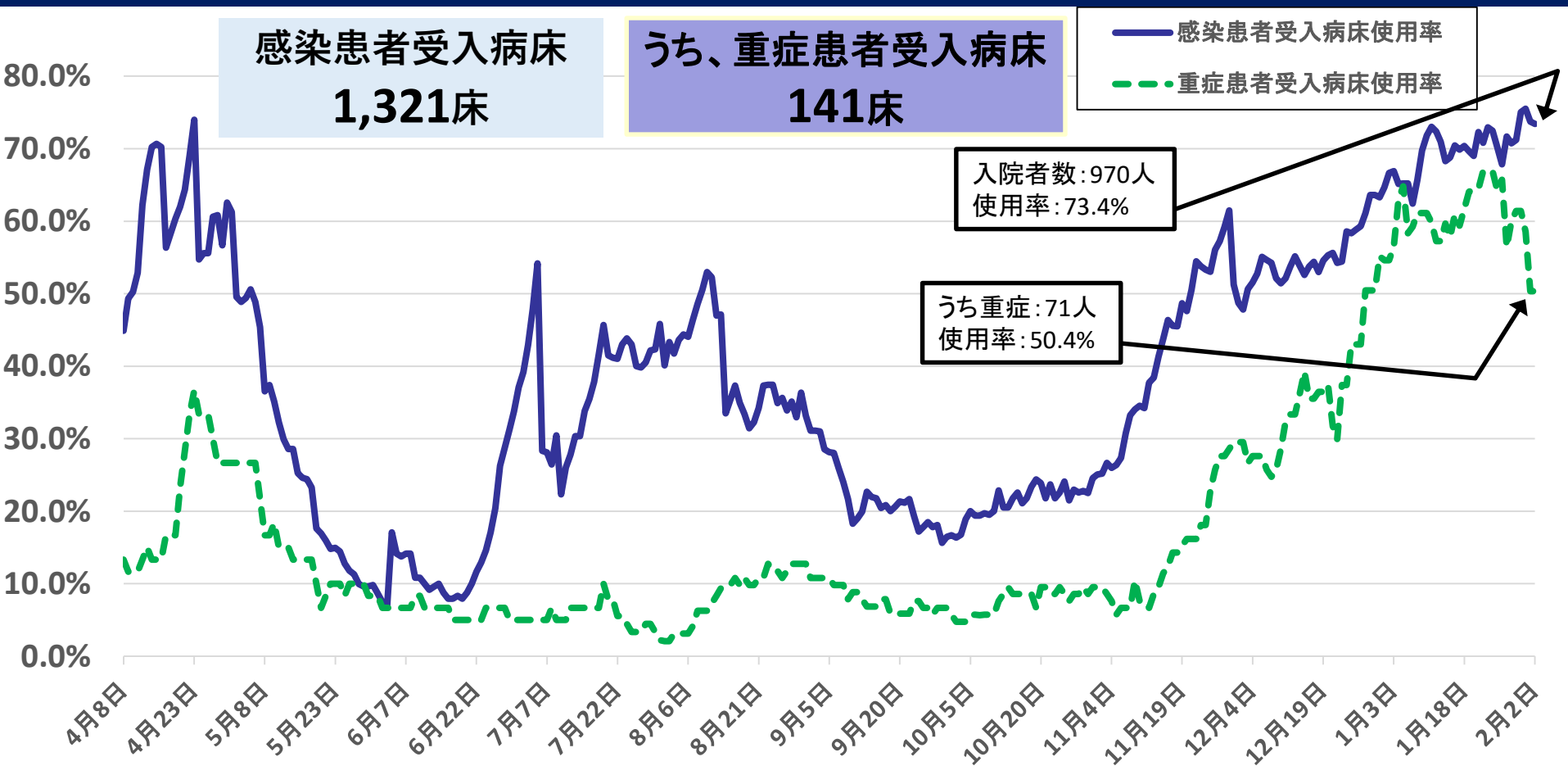
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-1



病床使用率の推移

資料 4

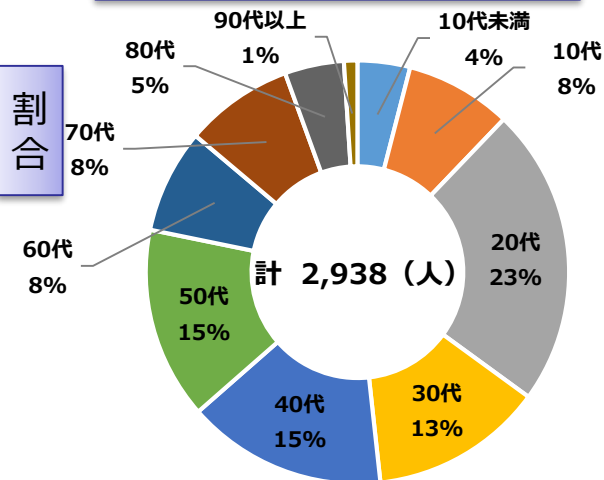


3週間の発生動向について(年齢別)

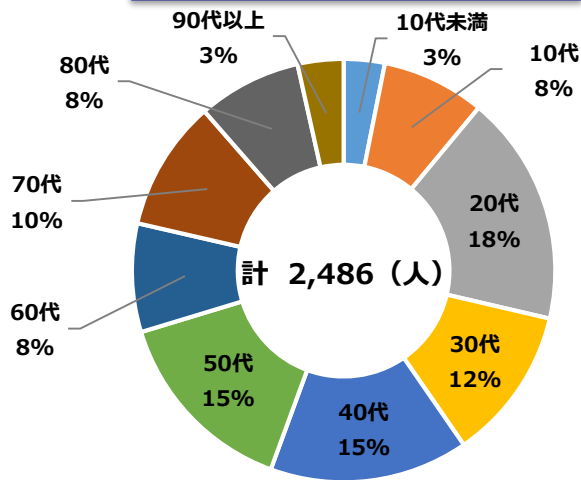
資料5

①1月12日～1月18日

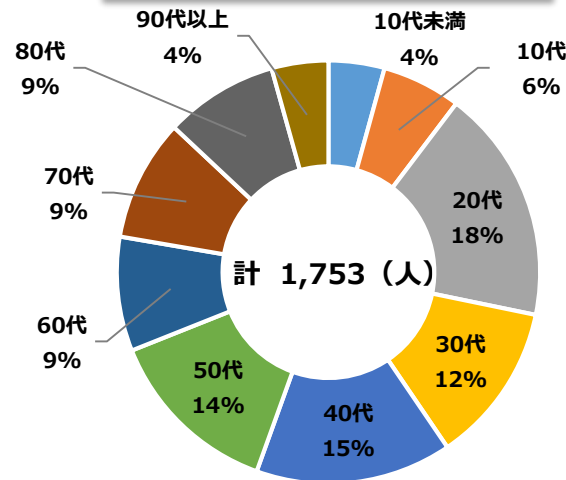
割合



②1月19日～1月25日

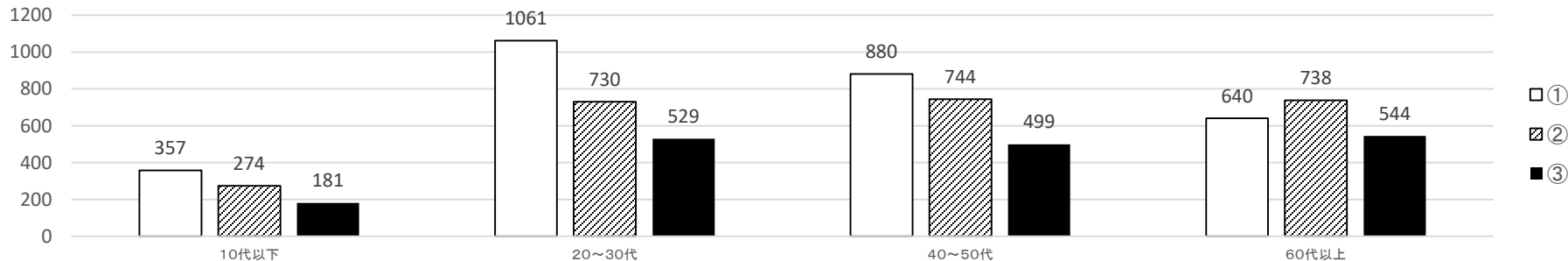


③1月26日～2月1日



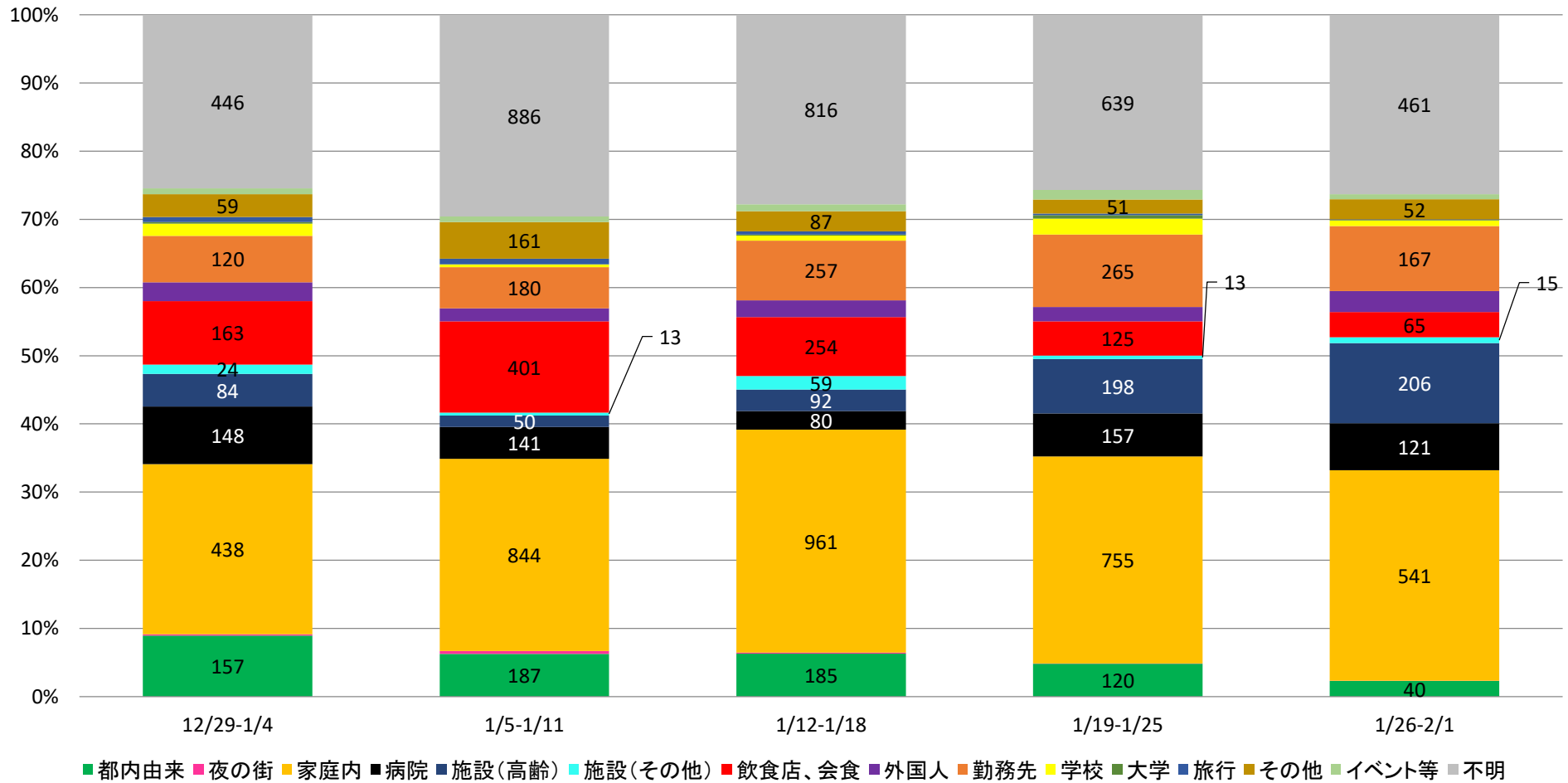
1月8日 緊急事態宣言

実数



□ ①
 ▨ ②
 ■ ③

感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース) 資料6



人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

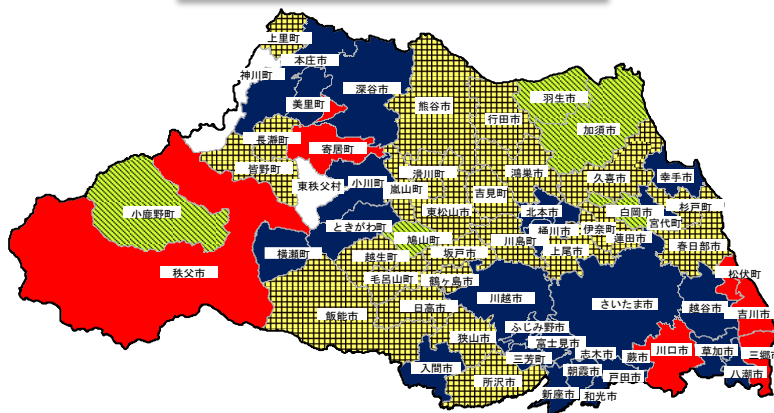
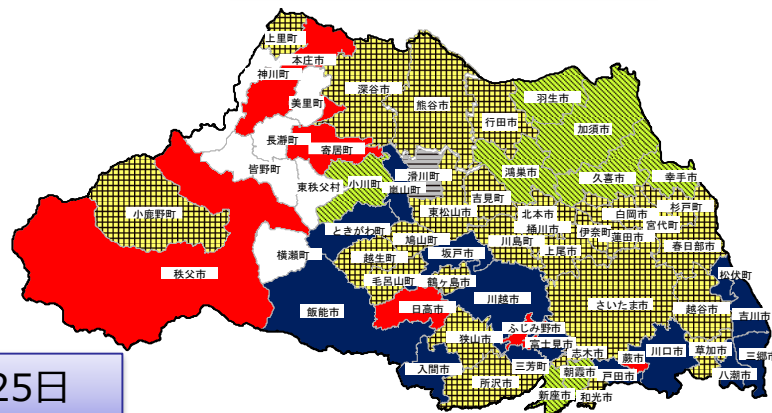
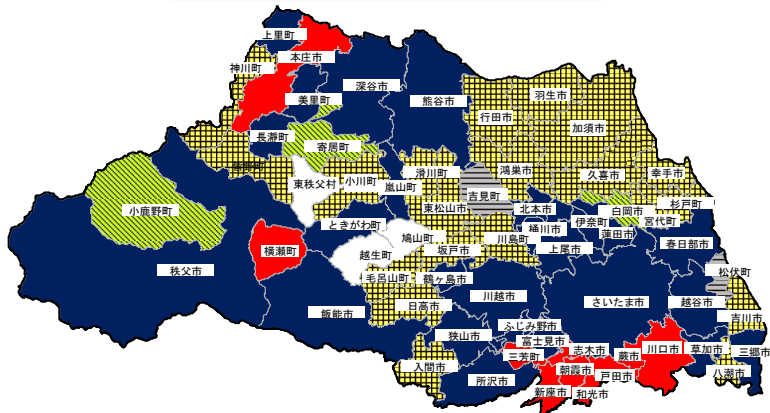
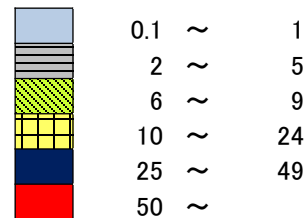
1月12日～1月18日

1月26日～2月1日

1月19日～1月25日

1月8日 緊急事態宣言

(人口10万人あたりの人数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	1月19日		1月26日		2月2日
病床全体占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	69.7% (886/1,272)	↘	67.8% (867/1,278)	↗	73.4% (970/1,321)
うち重症病床占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	64.1% (82/128)	↘	65.7% (92/140)	↗	50.4% (71/141)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	77.6人 (5,699人)	↘	62.8人 (4,611人)	↘	53.0人 (3,892人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	10%	8.5%	↘	6.7%	↘	4.6% ※2日1日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	42.2人 (3,099人)	↘	31.6人 (2,318人)	↘	23.8人 (1,747人)
直近 1 週間と 先週 1 週間の比較	直近 1 週間が 先週 1 週間より多い	1.07	↘	0.75	↗	0.75
感染経路不明割合	50%	40.5%	↘	41.6%	↘	38.9%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.052	↘	0.813	↗	0.817

ステージ指標1都3県比較（0202時点）

資料8-1

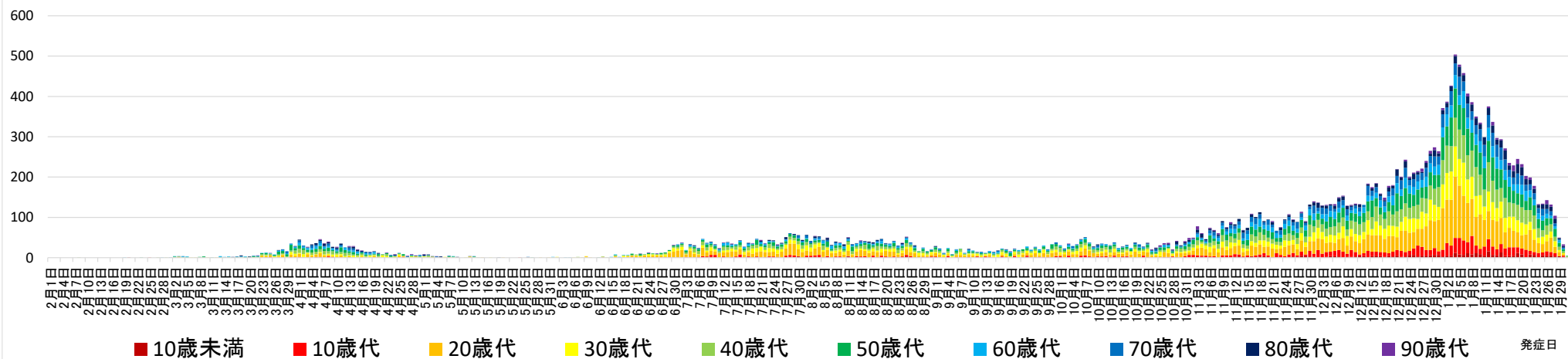
	医療提供体制などの負荷			監視体制	感染の状況		
	病床のひっ迫具合		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の25%以上 (50%以上)		人口10万人当たりの 全療養者数 15人以上 (25人以上)	10%	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より多 い	50%
埼玉県	73.4%	50.4%	53.0人	4.6%	23.8人	0.75	38.9%
東京都	58.3%	^{※1} (41.0%)	77.3人	6.6%	37.8人	0.69	50.3%
神奈川県	78.1%	78.0%	30.2人	9.5%	28.3人	0.62	45.4%
千葉県	66.6%	52.3%	87.4人	8.4%	29.6人	0.68	64.3%

※各自治体HP等による

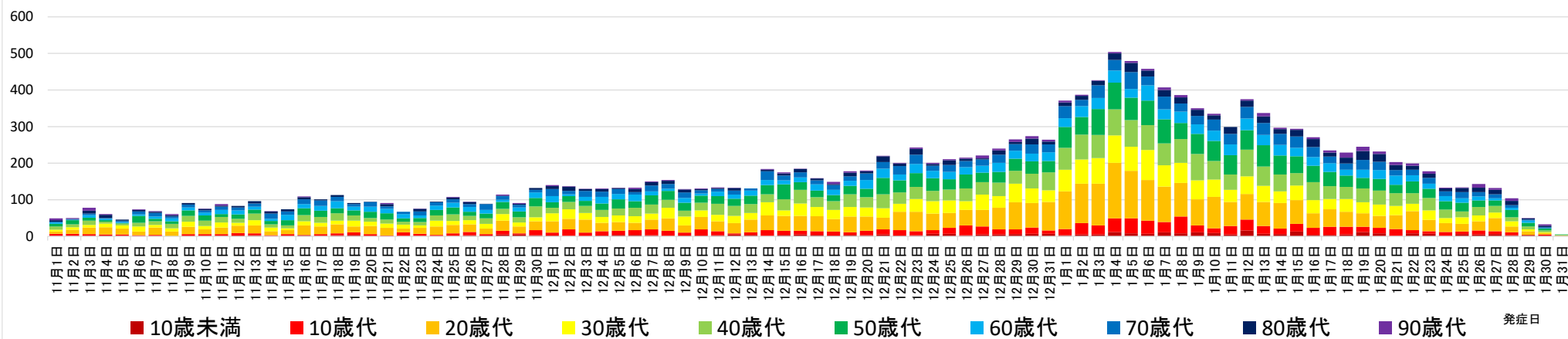
※1東京都の定義による重症者数を計上

年齢別発症者数（発症日ベース）

年齢別発症者数

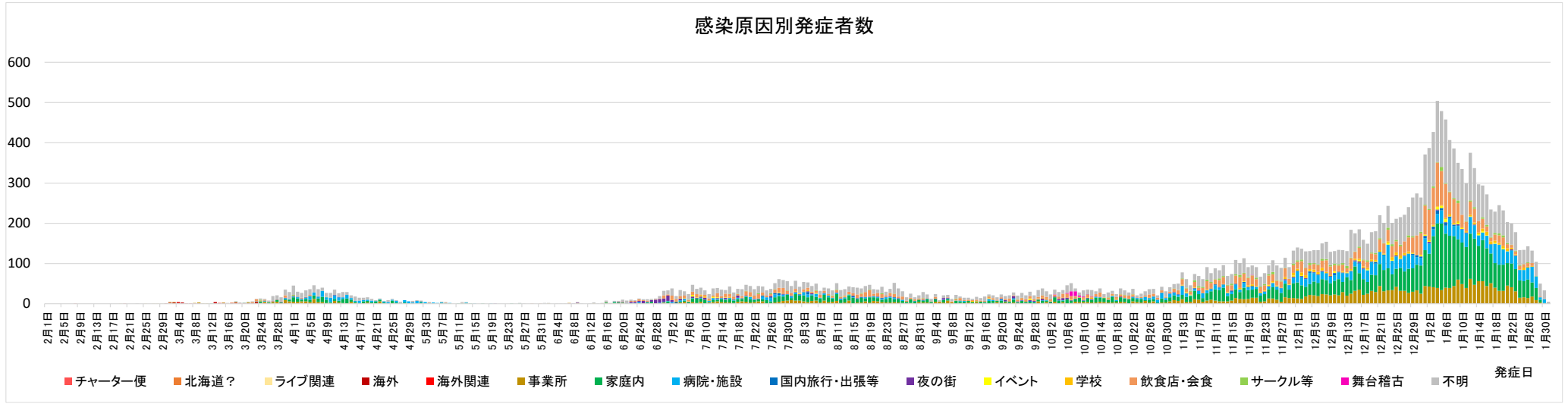


年齢別発症者数 2020年11月1日～2021年1月31日

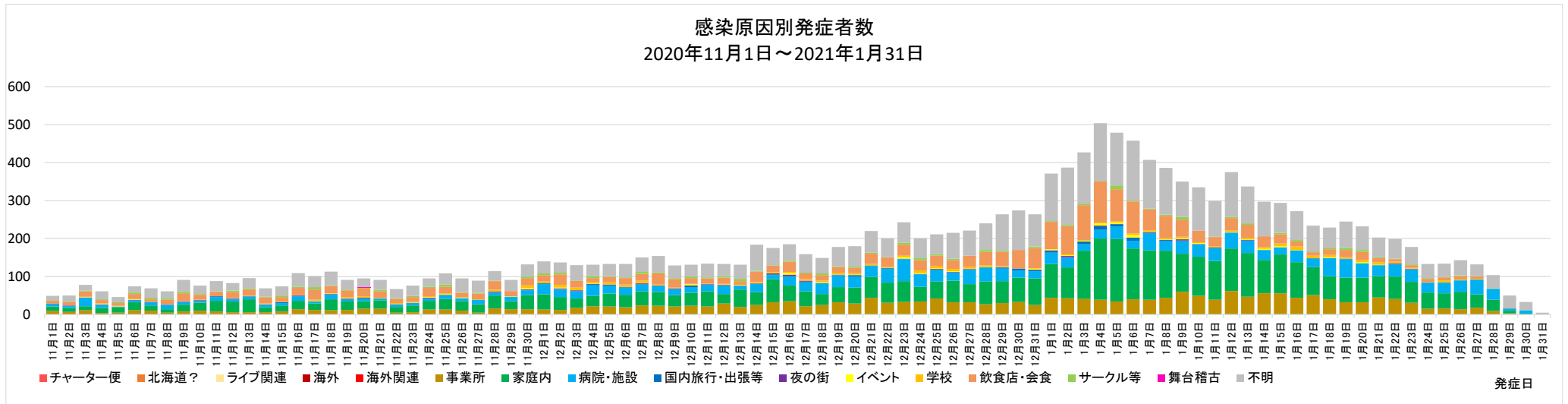


感染原因別発症者数（発症日ベース）

感染原因別発症者数



感染原因別発症者数
2020年11月1日～2021年1月31日

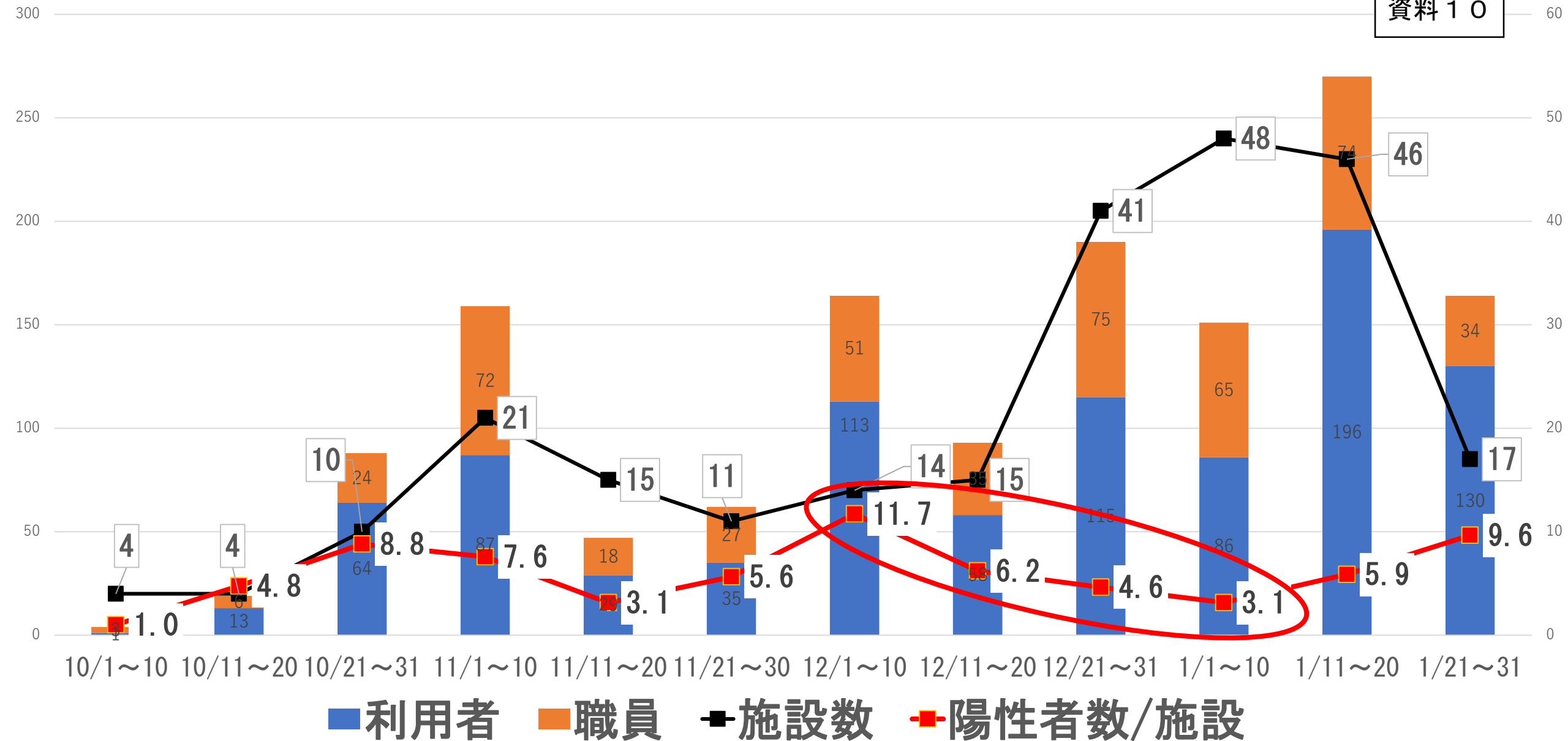


高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数 (職員・利用者)

令和3年2月1日現在

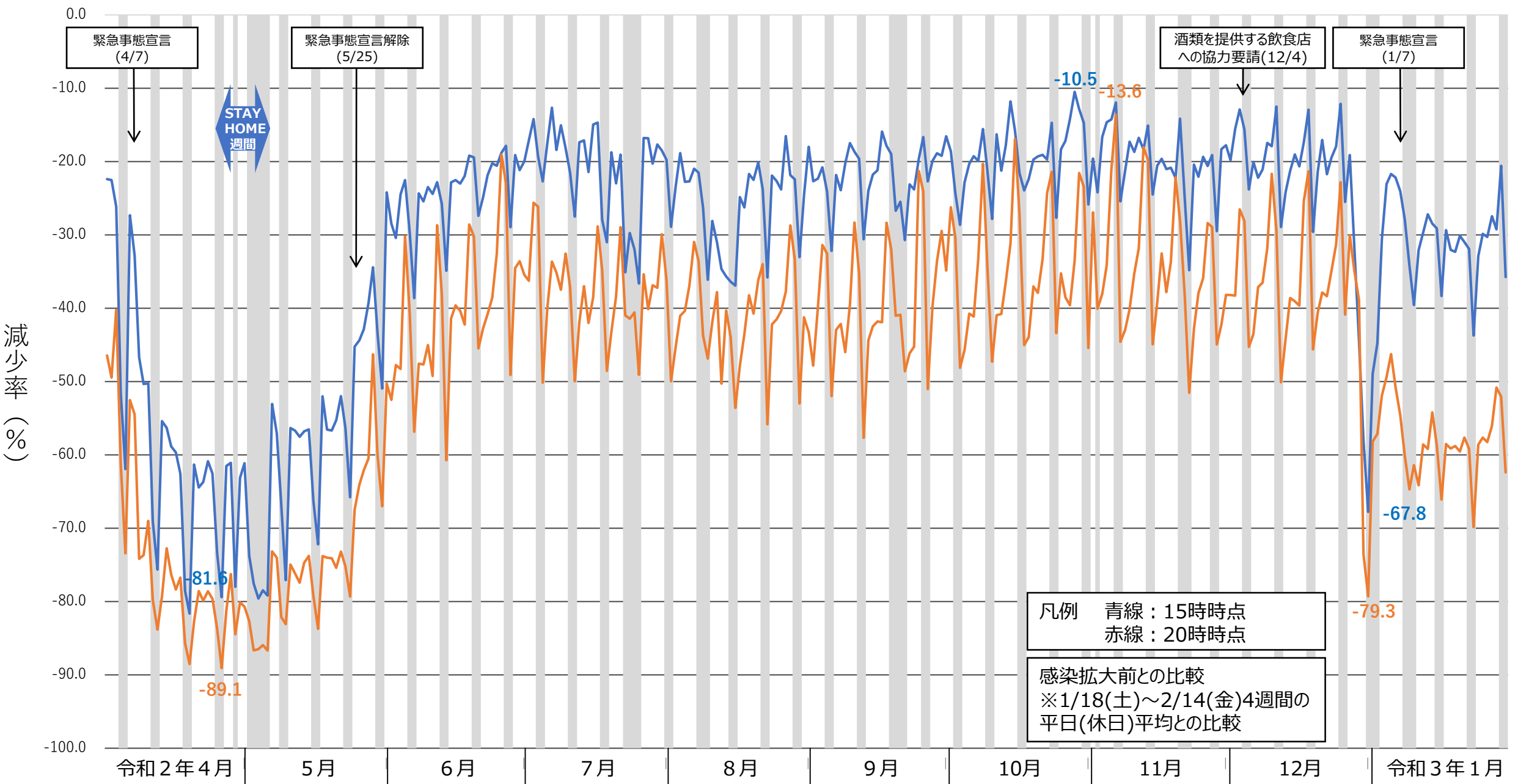
(10日間ごと、初発日ベース)

資料10



大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）

資料 1 1



※データ出典：KDDI Location Analyzer（KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報（性別・年齢層）を使用しています。）

特措法に基づく飲食店の営業時間の短縮要請への協力状況

資料12

令和3年2月3日

1 調査期間及び調査時刻

令和3年1月18日から 各日概ね20時30分頃～

2 確認店舗数及び協力割合

66エリア 6,380店舗（98.0%）（2月2日現在速報値）

3 人出状況等

人通りは少なく、帰宅途中と思われる人がほとんど など

埼玉県における 2 月 8 日以降の緊急事態措置等について

令和 3 年 2 月 3 日

国は、2 月 2 日、埼玉県を含む首都圏の一都三県など 10 都府県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間を 3 月 7 日まで延長しました。

そこで、国が定めた基本的対処方針に基づき、以下のとおり緊急事態措置等を実施することについて御意見を伺います。

I 緊急事態措置等の対象区域

埼玉県全域

II 緊急事態措置等の実施期間

令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 3 月 7 日まで

III 緊急事態措置等の内容

1 外出自粛の要請【法第 45 条第 1 項適用】

不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛。特に、午後 8 時以降の不要不急の夜間外出自粛

（医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く）

2 施設の使用制限等の要請【法第24条第9項適用】

(1) 飲食店の営業時間の短縮等

令和3年2月8日（月）午前0時から令和3年3月7日（日）午後12時まで

- ・ 対象：県内の

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。）

遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請）

- ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで

酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

(2) 感染症対策の徹底

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを利用・遵守し、感染症対策を徹底

3 催物（イベント等）の開催制限の要請【法第24条第9項適用】

- ・ 収容人数10,000人を超える施設でのイベントの参加人数は、5,000人を上限

- ・ 収容人数10,000人以下の施設でのイベントの参加人数は、収容率50%を上限

（ただし、チケット既存販売分（参加者への招待や案内済みのものを含む）には適用しない。）

※ あわせて、営業時間を午後8時までに短縮していただくようお願いする。

4 その他の事業者への要請【法第24条第9項適用】

- ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減）
- ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底
- ・ 事業の継続や時差出勤に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制
- ・ 職場・寮における感染防止策の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ
- ・ 全てのイルミネーションの早めの消灯

5 県立学校における感染防止対策等の要請【法第24条第7項適用】

県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底並びに県立博物館、美術館及び図書館等について休館等を要請する。

IV 緊急事態措置等とあわせた対応

1 県主催イベント等の取扱い

新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、県主催イベント、行事については、原則、中止又は延期する。

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、徹底した感染防止対策を講じる。

※ 指定管理者に対しては県の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

2 屋内県有施設の休館

原則として、休館する（対象施設は別表のとおり）。

ただし、県民活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする。この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請する。

3 事業者等への働きかけ

(1) 営業時間の短縮及び人数上限等

劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下としていただくようお願いする。

(2) 営業時間の短縮

遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000平米超。生活必需サービスを除く。）には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとしていただくようお願いする。

(3) 学校の感染症対策

学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導する。

4 医療に関する対応

(1) 医療機関、入所系高齢者施設への集中検査の実施

県内の入院医療機関や入所系高齢者施設の従事者及び新規の入院・入所者に対し院内感染対策強化のため集中検査を実施する。

対象者：県所管保健所管内の病院、有床診療所の医療従事者及び新規入院患者

県所管の入所系高齢者施設の従事者及び新規入所者

検査時期：令和3年2月中旬から3月下旬

検査内容：医療従事者については、保健所管内でブロックに分けて、決められた期間内に行政検査として実施する。

高齢者施設の従事者については、スクリーニングを実施した上で、陽性疑いとなった者は行政検査として実施する。

新規入院患者・新規施設入所者については、随時行政検査として実施する。

(2) 面会制限等

医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限、家族の面会、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するよう要請を行う。(P)

(3) 転院促進支援等

後方支援病院にICNを派遣するなどして院内感染防止対策を支援し、受入れ促進を図る。

また、高齢者施設等から入院し退院基準を満たした患者について、施設等における受入れ促進を図る。

(4) 自宅療養者支援

アプリを活用し健康観察を行う。オンライン健康相談の活用を進めるとともに、陽性患者をオンライン診療してくれる医療機関の開拓を進める。

(5) 高齢者施設等への感染制御や業務継続支援

高齢者施設等において感染者が確認された場合に、専門支援チームの派遣など迅速な支援を行う。

別 表

NO	施設名称	NO	施設名称
1	別所沼会館	24	上尾運動公園（体育館）
2	平和資料館	25	所沢航空記念公園（所沢航空発祥記念館）
3	県民活動総合センター	26	川越公園（フィットネスクラブ棟）
4	埼玉会館	27	羽生水郷公園（さいたま水族館）
5	彩の国さいたま芸術劇場	28	熊谷スポーツ文化公園（体育館）
6	男女共同参画推進センター	29	熊谷スポーツ文化公園（多目的運動場）
7	生活科学センター（彩の国くらしプラザ）	30	秩父公園（音楽堂）
8	武道館	31	歴史と民俗の博物館
9	スポーツ総合センター	32	さきたま史跡の博物館
10	防災学習センター	33	嵐山史跡の博物館
11	環境科学国際センター	34	近代美術館
12	長瀬射撃場	35	自然の博物館
13	障害者交流センター	36	文書館
14	伊豆潮風館	37	川の博物館
15	県民健康福祉村	38	熊谷図書館
16	産業文化センター（ソニックシティホール棟）	39	久喜図書館
17	彩の国ビジュアルプラザ（映像ミュージアム）	40	加須げんきプラザ
18	彩の国ビジュアルプラザ（公開ライブラリー）	41	大滝げんきプラザ
19	彩の国ビジュアルプラザ（映像ホール）	42	長瀬げんきプラザ
20	新都心ビジネス交流プラザ	43	小川げんきプラザ
21	東部地域振興ふれあい拠点施設	44	神川げんきプラザ
22	西部地域振興ふれあい拠点施設	45	名栗げんきプラザ
23	さいたまスーパーアリーナ	46	さいたま文学館

高齢者施設の感染拡大防止対策

～事例に学ぶ研修、事例集、チェックリスト～

緊急対策
第5弾

資料 1 4

これまでの取組


・緊急会議や一斉巡回等の対策により、利用者に発熱等の症状があった際のファーストケア等が徹底

【感染が発生した1施設当たりの陽性者数】

12月上旬	1月上旬
11.7人	3.1人 

さらなる取組

・1月中旬以降、市中感染の広がりなどから、高齢者施設での感染が増加傾向

 感染発生事例を共有し、各施設の感染防止対策を強化

オンライン研修「事例から学ぶコロナ対策」

趣旨

感染が発生した施設から、具体的な課題や対応策を学ぶ

期日

令和3年2月10日（水）13:30～14:45

対象

高齢者入所施設 約2,000施設
（特養、老健、有料、サ高住、グループホーム等）

内容

- ・感染が発生した施設の実践報告（ケアハウス、グループホーム）
- ・感染管理認定看護師の解説

感染防止対策の「事例集」と「チェックリスト」

趣旨

- ・県内施設の工夫した取組を写真などで分かりやすく紹介。
- ・自分の施設の取組を振り返り、チェック。

内容

- ・事例集とチェックリストを県HPに掲載
- ・各施設からチェック項目をオンラインで回答

